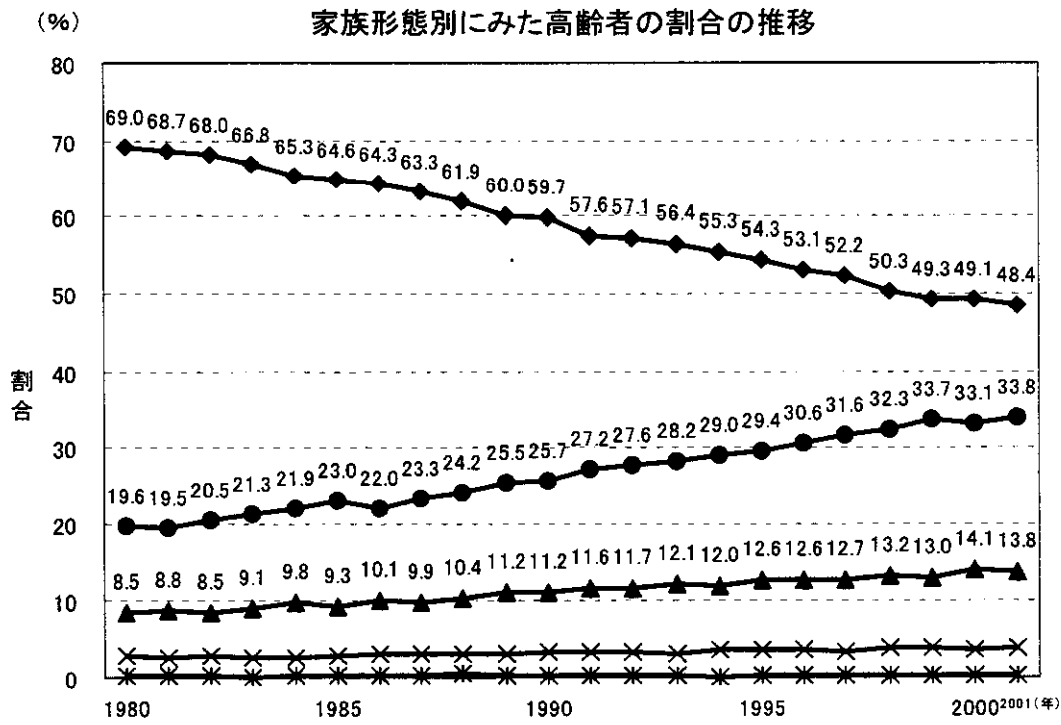


3. 新しい「住まい」

今後の高齢者世帯の動向

- 高齢者の世帯については、子どもとの同居率が低下し、夫婦のみ、又はひとり暮らし世帯の割合が増加している。
- 今後、このような高齢者の世帯は、更に増加していくと見込まれている。



(出典:厚生労働省大臣官房統計情報部「厚生行政基礎調査」(1985年以前)及び「国民生活基礎調査」(1986年以降))

(注)1995年は兵庫県を除いたもの。

◆ 子どもと同居 ● 夫婦のみ ▲ ひとり暮らし × その他の親族と同居 * 非親族と同居

世帯主が高齢者である世帯数の将来推計

(単位:万世帯)

	2005 (平成17年)	2010 (平成22年)	2015 (平成27年)	2020 (平成32年)
夫婦のみ世帯	469	542	614	631
ひとり暮らし世帯	386	471	566	635

(出典) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計」(平成15年)

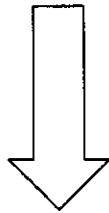
新しい「住まい」の在り方

- 要介護状態になった時でも在宅での生活を継続できるようにするためには、ハード、ソフトの両面で安心できる「住まい」が必要。
- 高齢者が安心して住める「住まい」を用意し、自宅で介護を受けることが困難な高齢者に対して、住み替えという選択肢を用意することも重要な課題。

自宅での生活の継続が困難

(要因)

- 家屋の構造が要介護者の生活に適さない
- 一人暮らしで等の理由から日常生活面での生活に困難や不安がある



高齢者が安心して住める
「住まい」への住み替え
(自宅、施設以外の新しい「住まい」)

(新しい住まいに求められる要件)

- バリアフリー構造
- 緊急通報装置が各部屋に設置
- 日常的な安否確認や生活相談上の相談に応じるサービス
- 入居者に対して必要なケアマネジメントを迅速に提供できる体制
- 365日・24時間いつでも迅速に介護サービスを提供できる体制

住み替えの形

① 早めの住み替え

要介護状態になる前に、将来、介護サービスが提供されることが約束されている「住まい」へ早めに住み替える

② 要介護になってからの住み替え

要介護状態になってから、「自宅」同様の生活を送ることが出来る介護サービス付きの「住まい」に移り住む

自宅、施設以外の新しい「住まい」への住み替え

	早めの住み替え	要介護状態になってからの住み替え
要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ バリアフリー、緊急通報装置などのハードウェア ・ 生活支援や介護ニーズへの対応などのソフトウェア 	
現行制度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者向け優良賃貸住宅 ・ シルバーハウジング ・ 有料老人ホーム 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 痴呆性高齢者グループホーム ・ 特定施設 介護付有料老人ホーム ケアハウス
介護サービスの提供方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住宅自体に介護サービス提供機能を附帯 ・ 小規模・多機能拠点の併設 ・ 外部の介護サービスとの提携 <p>→いずれにしても365日・24時間の安心が必要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住居サービスと介護サービスが一体的に提供 ・ 介護サービスは「在宅サービス」とされ介護保険の対象 ・ 施設自体は「住まい」。居住費用や食費は利用者負担
配慮事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 365日・24時間の安心を実現するためには、適切な介護サービスが提供されることが必要 → 特定施設の仕組みの積極的活用 ・ 新たな住宅や施設の整備には多額の費用が必要 → 既存資源である民家の活用 	

(注意)

このような新しい「住まい」のあり方を検討する際には、ケアの受け皿として、また、人間の尊厳が保持できる生活空間として、最低限求められる水準が確保されていることが必要である。劣悪な住環境、仕切り一つの個室まがいの空間では、尊厳ある生活を送ることは困難である。

例えば、最低居住水準の考え方などを参考に、あるべき住まいの水準を示していく必要がある。

高齢者向けの住宅・施設の整備状況

○ 高齢者向けの住宅・施設としては有料老人ホーム、軽費老人ホーム（ケアハウス等）、シルバーハウジング、高齢者向け優良賃貸住宅など様々なものがあり、その数も増加している。

住宅・施設名		H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14
シルバーハウジング	戸数 (戸)	4,109	8,191	10,213	11,897	13,702	15,704	17,409
	高齡者向け 優良賃貸住宅	制度無	制度無	305	4,279	8,437	12,359	17,080
有料老人ホーム	施設数 (ヶ所)	265	275	288	303	349	400	494
	定員 (人)	29,222	30,148	30,792	34,024	36,855	41,582	46,121
軽費老人ホーム (ケアハウス)	施設数 (ヶ所)	15,111	30,148	30,792	34,024	36,855	41,582	46,121
	定員 (人)	19,863	26,259	34,099	42,863	48,257	53,665	59,209
軽費老人ホーム (A型)	施設数 (ヶ所)	252	251	249	247	244	243	239
	定員 (人)	15,111	15,061	14,871	14,744	14,563	14,433	14,203
軽費老人ホーム (B型)	施設数 (ヶ所)	38	38	38	38	36	36	35
	定員 (人)	1,810	1,790	1,790	1,790	1,718	1,718	1,663

(注)

1. シルバーハウジング及び高齢者向け優良賃貸住宅については、国土交通省住宅総合整備課調 (各年度年度末現在)
2. 有料老人ホームについては、平成8年度から平成11年度は厚生省振興課調 (各年の7月1日 (但し平成10年度は4月1日現在))、平成12年度は厚生省振興課調 (平成12年7月1日)、平成13年度及び平成14年度は厚生労働省老健局振興課調 (各年の7月1日)
3. 軽費老人ホーム (ケアハウス、A型、B型) は社会福祉行政業務報告 (各年度年度末現在)

高齢者向けの住宅・施設の概要

		シルバーハウジング (公営住宅・公団住宅)	高齢者向け優良賃貸住宅 ※1	有料老人ホーム	指定特定施設入所者 生活介護事業者の場合	ケアハウス	痴呆性高齢者 グループホーム
対象者		60歳以上の 単身、夫婦世帯等	60歳以上の 単身、夫婦世帯等	高齢者 (要件は施設に よって異なる)	(介護対象者) 65歳以上の 要支援者 要介護者 ※2	60歳以上の者であって、 自炊が出来ない程度の身体 機能の低下等認められ又は 高齢等のため、独立して生 活するには不安が認められ る者で、家族による援助を 受けることが困難な者	65歳以上の痴呆の状態にある要介護者 ※2
設置主体		・地方公共団体 (民間事業者等からの借上、買 取も可能)	・限定なし	・限定なし	・法人	・地方公共団体 ・社会福祉法人 ・都道府県知事等の許可を 受けた法人	・地方公共団体 ・社会福祉法人 ・医療法人 ・民間事業者 等
施設等の 主な基準	戸数 定員	—	・5戸以上	・10人以上	—	・20人以上 (特別養護老人ホーム等に 併設の場合10人以上)	・5人以上9人以下(1ユニット当り) ・2ユニットまで
	住戸(室) の規模	・原則19㎡/戸~80㎡/戸 ※3	・25㎡/戸以上 (グループ居住の場合18㎡/戸 以上)	・13㎡/室以上 (介護居室)	介護を行える適当な広さ (介護居室)	・21.6㎡/室以上 ・15.63㎡/室以上(ユニット 型)	・7.43㎡/室以上(収納設備は別途確保) ・整備費補助を受ける場合は9.9㎡/室以 上(収納設備は別途確保)
	サポート 体制	・生活援助員による日常生活の サポート	・緊急時に対応できる整備を整 備(生活援助員のサポートも受 け得る)	・協力医療機関を 定める	・協力医療機関を定める	・利用者が疾病時の医療機 関への連絡、定期的健康診 断の機会の提供等の規定あ り	・協力医療機関を定める

	シルバーハウジング (公営住宅・公団住宅)	高齢者向け優良賃貸住宅	有料老人ホーム	指定特定施設入所者 生活介護事業者の場合	ケアハウス	痴呆性高齢者 グループホーム
介護サービスの 提供方法	○外部の事業者が介護サービス を提供 ※4	○外部の事業者が介護サービス を提供 ※4、※8	○外部の事業者が 介護サービスを提 供 ※4	○施設が介護サービス を提供※5 ○介護報酬の適用 (家賃、食費等は全額利 用者負担)	○外部の事業者が介護サー ビスを提供 ※4	○施設が介護サービスを提供 ※6 ○介護報酬の適用 (家賃、食費等は全額利用者負担)
整備費補助等	○建設費等に対する補助 国 1/2 設置者 1/2 ○住宅金融公庫賃貸住宅融資あり (基準金利、規模要件の緩和等)	○建設費等に対する補助 (社会福祉法人等、公団等の場 合) 国 1/6 地方 1/6 設置者 2/3 (民間事業者の場合：共用部分 等の整備費に対する補助) 国 1/3 地方 1/3 設置者 1/3 ○住宅金融公庫賃貸住宅融資あり (基準金利、規模要件の緩和等)	○施設・設備整備費に対する補助 はない ○福祉医療機構や日本政策投資 銀行による融資あり	○施設・設備整備費に対する補助 (地方公共団体、社会福祉法人の場合) 国 1/2 都道府県 1/4 設置者 1/4 ○福祉医療機構による融資あり	○施設・設備整備費に対する補助 (地方公共団体、社会福祉法人の場合) 国 1/2 都道府県 1/4 設置者 1/4 (医療法人、NPO法人、社団、財団等 の場合) 国 1/2 (2,000万円まで) 設置者 1/2 ○福祉医療機構による 融資あり	
施設数(戸数)	17,409戸/ 634団地(H15.3) ※国土交通省調べ	17,080戸(H15.3) ※国土交通省調べ	494施設(H14.7) ※厚生労働省老健 局振興課調べ	700施設(H15.11) ※WAMNETによる	1,507施設(H15.3) ※平成14年度社会福祉行 政業務報告による	4,039箇所(H15.11) ※WAMNETによる

- ※1：常時10人以上の老人を入所させ、食事の提供その他日常生活に必要な便宜を供与するものであれば、有料老人ホームになる。
- ※2：45歳以上65歳未満の特定疾病による要介護者も対象とすることができる。
- ※3：世帯人員が多くかつ高齢者を含むなど特別な事情がある場合には、85㎡/戸まで上限を緩和可能。
- ※4：介護費用は、要支援 61,500円～要介護5 358,300円(区分支給限度基準額(1ヶ月))。うち1割は利用者負担
- ※5：介護費用は、要支援 72,400円～要介護5 248,800円(介護報酬を1ヶ月に換算(1日当たりの単位数×365日÷12月：1単位を10円とし、100円未満を四捨五入))。
- ※6：介護費用は、要介護1 242,100円～要介護5 261,900円(介護報酬を1ヶ月に換算(1日当たりの単位数×365日÷12月：1単位を10円とし、100円未満を四捨五入))。
- ※7：介護費用は、要介護1 238,500円～要介護5 296,300円(介護報酬を1ヶ月に換算(1日当たりの単位数×365日÷12月：1単位を10円とし、100円未満を四捨五入))。
- ※8：グループ居住で痴呆対応型共同生活介護の指定を受けた場合、痴呆性高齢者グループホームと同様、施設による介護サービスの提供となる。

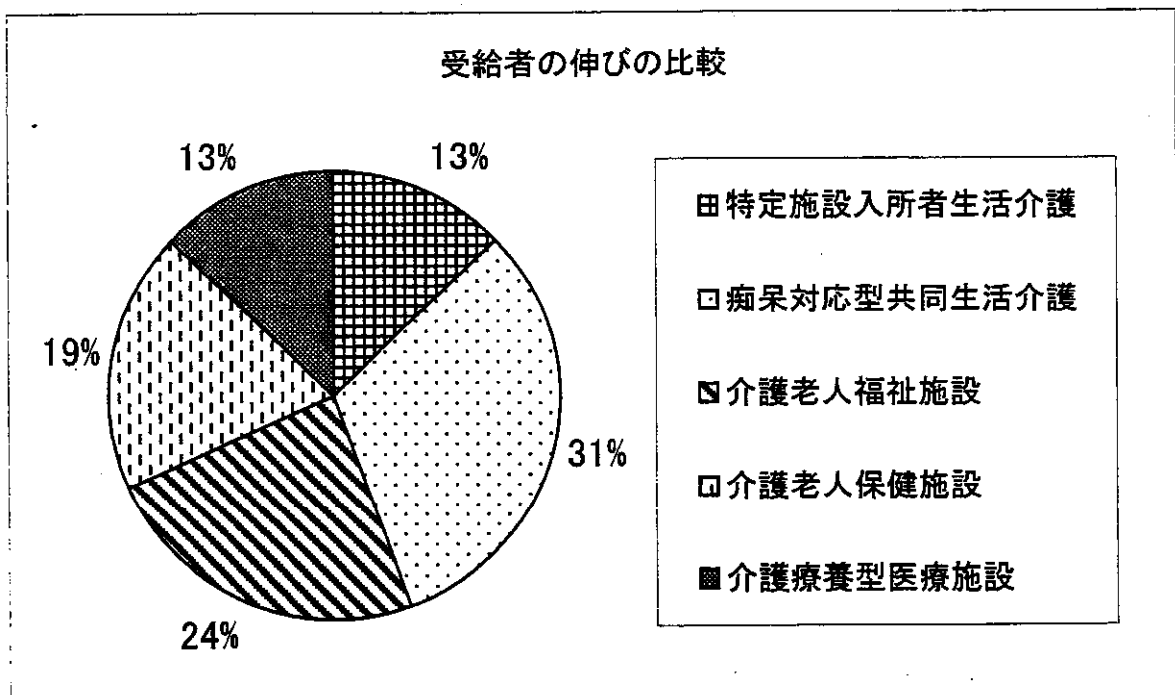
特定施設、グループホーム等における受給者の動向

○ 直近1年間（平成14年8月から平成15年8月）のサービス受給者増加数で見ると、痴呆対応型共同生活介護の受給者の増加数が最も多くなっている。

（単位：千人）

	平成14年8月(a)	平成15年8月(b)	伸び(b-a)
特定施設入所者生活介護	17.9	26.1	8.2
痴呆対応型共同生活介護	23.7	43.8	20.1
介護老人福祉施設	332.3	347.4	15.1
介護老人保健施設	253.6	265.7	12.1
介護療養型医療施設	129.8	137.9	8.1

受給者の伸びの比較



デンマークにおける高齢者住宅政策について

- デンマークでは、人口1～2万人を目安に「福祉地区」を設け、福祉地区ごとに在宅高齢者を支援するサービスを整備。
- 1988年以降、重度の要介護高齢者の入居施設である「プライエム」の新規建設を禁止。2005年までにプライエム廃止の目標。
4万9千戸(1987年) → 3万1千戸(1999年) に減少。
- プライエムに代わり、高齢者住宅を整備。
3千4百戸(1987年) → 3万2千戸(1999年) に増加。
- 1995年頃より、「早めの引っ越し」が唱えられるようになる。
- 1996年以降、高齢者住宅の一形態として、要介護度の高い高齢者向けに、「プライエポーリ」(介護職員付き住宅)が普及。

- デンマークでは、人口1～2万人を目安に「福祉地区」を整備し、福祉地区ごとに「高齢者総合センター」(プライエム(入所)、デイセンター(通所)、在宅介護ステーション(訪問)を統合したもの)を設置して在宅ケアを実施している。各福祉地区ごとに高齢者を支援するサービス提供が完結する仕組みとなっている。

○プライエム

- (1) 自宅での生活ができなくなった高齢者のための入居施設。
- (2) 24時間の介護を提供。

○政策転換

(1) 考え方

「住宅のタイプが高齢者が受ける介護その他のサービスを決めるべきではない。個人のニーズが介護を決めるべき。

介護は高齢者に応じたものであるべきで、高齢者の住居に応じたものであるべきではない。」(社会省)

- (2) 「社会生活支援法」において、1988年以降プライエムの新築を禁止
- (3) 高齢者住宅の整備。介護は在宅サービスを利用。

○「早めの引っ越し」

- (1) 不適切な住宅に住むことによって起こる虚弱化を防止しながら、自立して生活することを支援してくれる住宅、社会的交流を促進するような住宅に移ることによって、最期まで生き生きと健康に暮らすことを目的として唱えられるようになったスローガン。
- (2) 高齢者住宅は早めの引っ越しの基盤。
- (3) 実際は、55歳～70歳の者の間で、早めの引っ越しが行われている。

○プライエボーリ

- (1) 高齢者住宅の一形態（介護職員付き高齢者住宅）
- (2) 「高齢者及び障害者住宅法」において、高齢者住宅の建築基準が示されている。
 - 〔構造面でのバリアフリー〕
 - ・ 1戸当たり平均面積が67㎡以下（共用部分を含む）
 - ・ 各戸に風呂・トイレ・台所・上下水道を設置
 - ・ 車いす使用者を含む高齢者や障害者に対応した構造
 - 〔社会面でのバリアフリー〕
 - ・ 歩行障害がある者でも住宅へのアクセスが可能であること
 - ・ 2階以上の建物にはエレベーターを設置
 - ・ 24時間以内に援助が呼べること
- (3) プライエボーリの介護職員が、地域の高齢者の介護も行う「統合ケア」を実施している事例もある。